

## 社会福祉法人光美会 役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人光美会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下、「委員」という。）に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めたものである。

### (報酬の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員並びに委員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）及び立会
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (6) その他理事長が必要と認めた職務

### (報酬の額)

第3条 役員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、別表1の額を支給する。

2 評議員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、定款第8条に定める額の範囲内で、別表1の額を支給する。

3 委員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、別表1の額を支給する。

### (費用の支給及びその額)

第4条 役員及び評議員並びに委員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

- (1) 第2条第2項(1)から(4)の職務について、市外からの交通費が発生する場合は、別表2の額
- (2) 第2条第2項(5)及び(6)の職務について、その執行に伴い旅費が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費
- (3) 前各号の他、役員及び評議員並びに委員がその職務の執行に当たって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる額

### (報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)及び(3)に掲げる費用については、当該役員又は評議員

等の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(報酬及び費用の改正)

第7条 この規程に定められる報酬及び費用が、経済事情等の変動によりその額が著しく不相当と認められるに至ったときには、理事会、評議員会での協議の上変更できるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から実施とする

付 則

この規程は、平成21年1月1日から実施とする

付 則

この規程は、平成29年12月1日から実施とする

付 則

この規程は、令和4年7月1日から実施とする

別表 1

対象	報酬
役員	7,000 円
評議員	7,000 円
委員	7,000 円

別表 2

市外からの距離	費用
50 km以上 100 km未満	5,000 円
100 km以上 150 km未満	10,000 円
150 km以上	15,000 円